

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 政 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第13号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項から第3項までの規定中「第5項」を「第6項」に改め、同条第4項中「第6項及び第7項並びに次条第5項第1号から第3号まで」を「以下この章」に改め、同条第7項中「前各項」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を第7項とし、同条第5項の表に次のように加える。

第5項	条例第5条第1項の規定により置かなければならない保育士	看護師等
-----	-----------------------------	------

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第5条第1項の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第9条第1項中「第4項に」を「第6項に」に改め、同条第2項中「次項及び第4項」を「次項、第4項及び第6項」に、「この項及び第4項」を「この項及び第6項」に改め、同条第6項中「前各項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、同条第4項中「前2項」を「第2項から第4項まで」に、「又は知事」を「、知事」に、「者を」を「者又は看護師等を」に、「並びに知事」を「、知事」に、「者の」を「者並びに看護師等の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 副園長等職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項から第6項までにおいて「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって副園長等職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

目次

規 則

○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	1
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	1
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市環境課）	2

規 則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第12号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第26条中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附則第8項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

第10条第7項中「第14条第9項ただし書」を「第14条第10項ただし書」に改め、同条第8項中「第14条第12項」を「第14条第13項」に改める。

第11条第1項中「第14条第9項本文」を「第14条第10項本文」に改める。

第12条中「第12条中」を「第12条第1項中」に、「児童福祉施設の長」を「利用者に対する支援の提供」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（第50条において「園長」という。）」と、「入所している児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項」とあるのは「法第47条第3項」と、「その児童等」とあるのは「園児」を「園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。第20条第1項及び第3項並びに第50条において同じ。）」と、「及び」とあるのは「並びに」に改め、「（満3歳未満の園児については、その保育。第3項及び第50条において同じ。）」を削り、「園長」と、」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」と、」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第14号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表使用料の欄中「300円」を「350円」に、

40円	50円
-----	-----

円

40円

 を

40円	50円	30円
-----	-----	-----

 に、「330円」

を「380円」に改め、別表2の事項の表使用料の欄中「990円」を「1,150円」に、「440円」

を「420円」に、

580円	740円
------	------

を

590円	730円
------	------

70円	30円	80円	30円
-----	-----	-----	-----

に、

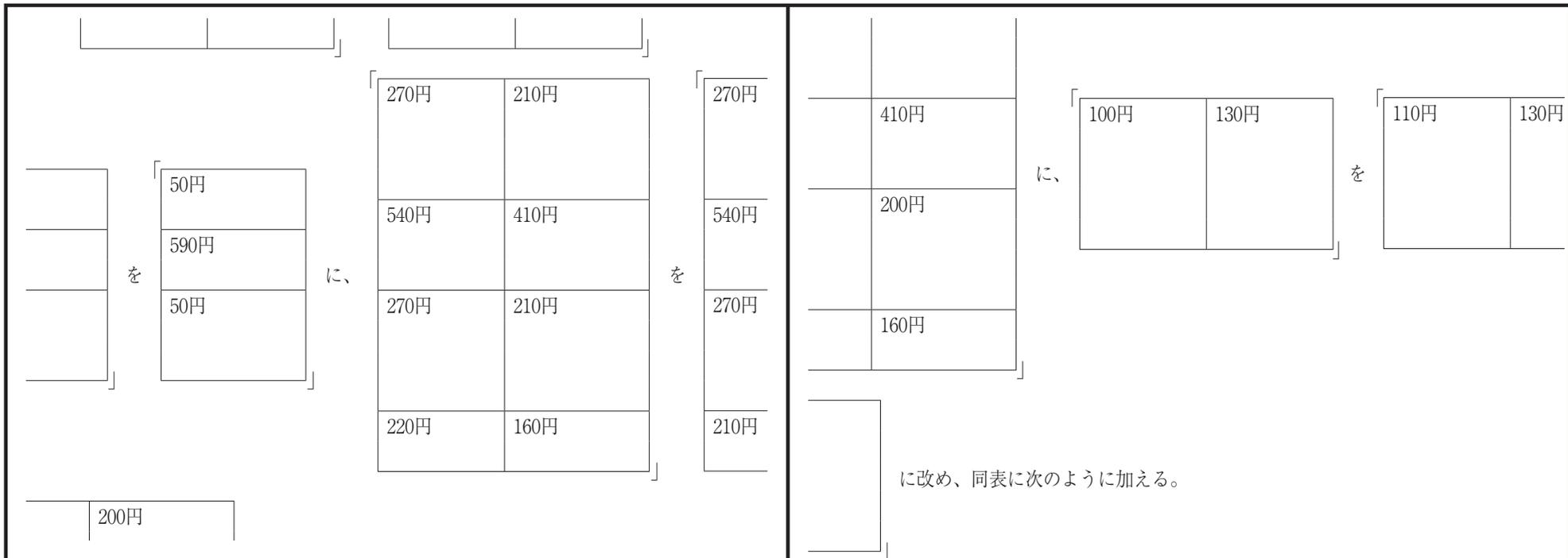
740円	330円
70円	30円
140円	60円
370円	160円
740円	330円
370円	160円
290円	130円
740円	330円
60円	20円
740円	330円
180円	80円

を

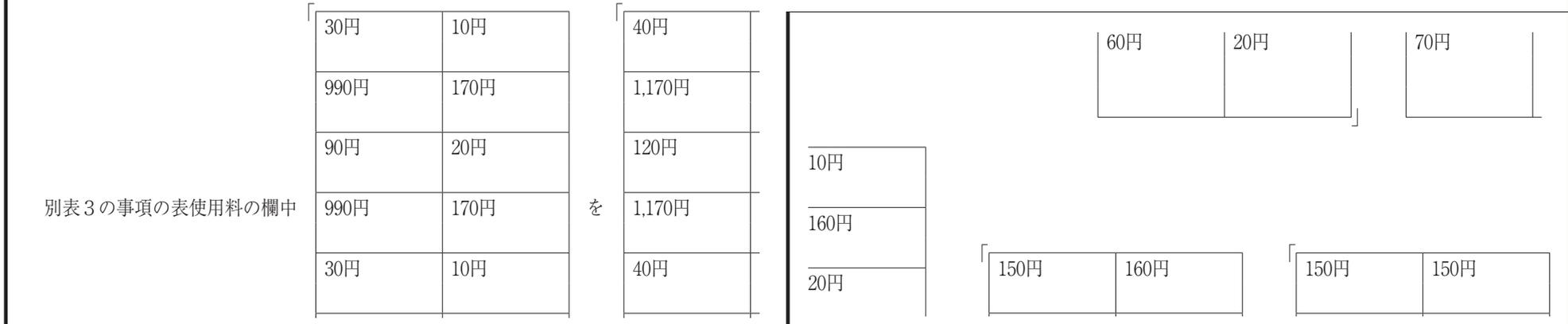
850円	310円
80円	30円
170円	60円
420円	150円
850円	310円
420円	150円
340円	120円
850円	310円
70円	20円
850円	310円
210円	70円

に、

60円
590円
60円



社会福祉施設	1平方メートル1年につき	850円	310円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円
自転車駐車場 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	1平方メートル1月につき	70円	20円	60円	30円	40円	30円	40円	30円	40円	50円	50円



160円
10円
20円

に、

20円	20円
150円	160円

を

20円	20円
150円	130円

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。